

令和元年7月1日

島田市議会議長 村田 千鶴子 様

議案の審査方法等に関する特別委員会
委員長 佐野 義晴

議案の審査方法等に関する調査研究について（報告）

本委員会は、調査した事件の結果について、委員会条例第36条の規定により別紙のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 予算・決算の審査方法等に関する調査・研究
- 2 調査結果 別紙報告書のとおり

議案の審査方法等に関する調査研究について
(議案の審査方法等に関する特別委員会 最終報告書)

1 調査経過

第1回	平成30年9月28日	委員長、副委員長の互選
第2回	平成30年10月25日	委員会の進め方について
第3回	平成30年11月12日	議案審査の方法について 常任委員会のあり方について
第4回	平成30年12月11日	議案審査の方法について 島田市議会にとっての委員会数について
第5回	平成31年1月15日	議案審査の方法について
第6回	平成31年2月18日	議案審査の方法について
第7回	平成31年3月7日	中間報告の取りまとめについて
第8回	平成31年4月12日	中間報告で示された今後の検討課題について
第9回	令和元年5月13日	今後の検討課題以外の課題について
第10回	令和元年6月19日	最終報告の取りまとめについて

2 調査の報告

本委員会は、予算・決算の審査方法等に関する調査・研究のため、平成30年9月28日に設置され、全10回の委員会を開催した。調査概要について、以下のとおり報告する。

(1) 委員会の経過及び所見

第1回<平成30年9月28日>

省略

第2回<平成30年10月25日>

委員会の進め方について、予算・決算の審査のあり方及び進め方、常任委員会のあり方、委員会の調査期間を、他市の事例や過去4年の議会改革に関する特別委員会での提言等を参考に、当委員会で議題として取り上げる内容等の確認をした。

まず、過去の議会改革に関する特別委員会や議会運営委員会での調査・提言等の振り返りをし、過去の提言を踏まえた上で当委員会を進めることを確認した。

委員間討議の結果、予算・決算の審査に係る委員会の構成について、委員会の中に分科会を設ける案、分科会を持たずに、全委員で全ての項目を審査する案及び予算委員会と決算委員会に区分わけして各委員会を半数ずつで組織する案を出し、次回までに各自意見をまとめてくることを確認した。また、常任委員会のあり方については、委員会数を減少した場合、委員及び説明員の人数がふえることから、新庁舎建設への影響などに

ついでに意見が出された。

第3回＜平成30年11月12日＞

第3回の委員会では、たたき台として可児市議会の定例会会期日程を例に挙げ、島田市議会の定例会会期日程と比べながら決算の審査方法について委員間討議を行った。全体会で全ての項目を審査する案と、まず全体会を行った後、分科会である程度の方向性を出し、その後再度全体会を行い政策提言をまとめる案について、それぞれのメリット・デメリットがあるため、今後委員会としてどちらの案を進めていくか精査していくこととした。

また、常任委員会のあり方については、現在の議員定数では3常任委員会で7、7、6人が議論するのに最低限の人数であるとの意見等が出され、次回までに各自の考えをまとめてくることとした。

第4回＜平成30年12月11日＞

第4回の委員会では、島田市議会にとっての常任委員会は、3委員会が適正であるとの意見でまとまった。

決算審査の方法については、委員会の中に3分科会を設ける案と、分科会を持たずに、全委員で全ての項目を審査する案のうち、どちらが当市議会にとって適当であるか委員間討議を行った。その結果、委員会の中に3分科会を設ける案の方がよいという意見にまとまった。討議の際、可児市議会を例に挙げ、可児市議会は通告制を採用しており、予算・決算についての課題や評価について当局から事業評価シートを入手し、それをもとに協議しているため不要な質疑をすることもなくスムーズに協議できている、当市で同様のことを行うには、執行当局とのすり合わせが必要であり、かなりの時間を要するとの意見が出され、正副委員長で検討することとした。

第5回＜平成31年1月15日＞

第5回の委員会では、第4回の委員会で意見の出された事業評価シートについて、当局に確認し、現在のところ公表できる資料はなく、3～4年後をめどに資料づくりの検討を進めている段階であるため、当面の間は事業評価シートに類似した既存の資料ではどうか、と当局に投げかけてあることを報告した。

また、現況では議案質疑は所属する委員会の管轄分については質疑できないこととなっているが、自身が聞きたい内容を細かく知ることができ、中身の濃い議案質疑を行うことができるようにするため、全ての項目において全議員が議案質疑できるようにしたらどうかという意見が出された。その後、分科会では議案質疑以外に不明な点等があった場合に確認をする程度とし、主に政策提言についてまとめることの確認をした。

第6回<平成31年2月18日>

第6回の委員会では、議長から2月定例会初日に議員2人が議員辞職し、当委員会に所属していたことから2人減員となったため、なるべく多くの議員に所属してもらいたいのので1人追加を考えているとのあいさつがあった。

議案審査の方法については議会から執行当局に対し、審査に必要な資料を求める場合のフロー図について検証を行った。前回の委員会で執行当局側に求める資料として、既存の資料で提出可能な資料があるか投げかけたため、その後正副委員長とすり合わせた途中経過について報告をした。委員会からは、全事業の項目から各分科会5事業×3分科会=15事業程度について資料を求め、求めた資料と議会の必要とする内容に相違があった場合も追加要求などは行わず、不足部分については議案質疑の中で確認することとした。

第7回<平成31年3月7日>

第7回の委員会では、これまでの委員会の調査・研究について中間報告をするため、その報告内容の取りまとめを行った。

第8回<平成31年4月12日>

第8回の委員会では、中間報告で示された今後の検討課題について議論した。(1) 特別委員会委員長の分科会への所属及び議会選出監査委員の特別委員会への所属のあり方、(2) 特別委員会の分科会設置を前提とした常任委員会構成の実現、(3) 予算審査方法の検討、(4) 本会議における予算・決算特別委員会の審査結果報告のあり方、(5) 分科会への議案の付託方法及び費用弁償の取り扱いについて、以上5項目を議論し、引き続き調査・研究することとなった。

第9回<令和元年5月13日>

第9回の委員会では、第8回に引き続き、中間報告で示された今後の検討課題について議論した。その中で、予算・決算特別委員会の委員長は、いずれかの分科会に所属し審査に加わることが適当であることや、議会選出の監査委員は、監査の職責を踏まえた上で同特別委員会に所属することが適当であること、また、予算及び補正予算の審査については決算の流れに準じて審査を行うことや、予算及び補正予算のうち特別会計や企業会計などの分割付託が行われない予算の審査については、これまでどおり委員会付託により、審査を行うこととする等、委員会において確認した。

第10回<令和元年6月19日>

第10回の委員会では、これまでの委員会の調査・研究について最終報告をするため、その報告内容の取りまとめを行った。

3 まとめ

当委員会は、平成30年9月定例会で調査終了した「議会改革に関する特別委員会」及びそれ以前の議会改革に関する活動で出された提言や課題を踏まえ、議案の審査方法等に関する調査・研究を行った。当委員会では常任委員会のあり方として適正な委員会数及び望ましい委員会構成人数、予算・決算に関する議案の審査方法として、予算・決算の審査体制、審査スケジュール及び必要とする審査資料について調査・研究を行った。

（常任委員会のあり方）

常任委員会のあり方に関しては、平成30年10月25日に全国市議会議長会の調査結果を報告した。それによれば島田市と同規模の人口5万人～10万人未満の議会のうち66.3%が3常任委員会を設置し、県内23市の常任委員会数の調査結果では2委員会制としている議会は平成の合併前に町だったところが多いことを確認し、平成30年11月12日及び12月11日の調査・研究により、委員会審査を深めるための委員会数について、現在の3常任委員会が適正であるとの調査結果となった。

（議案審査の方法）

議案審査の方法に関しては、平成30年10月25日に過去の議会改革に関する特別委員会で出された提言等を確認した。それによれば平成29年3月24日の議会改革に関する特別委員会の最終報告で、予算・決算委員会の早期実現に努めることが提言されており、議会改革に関する特別委員会で意見集約された内容を踏まえ、調査・研究を行うこととした。

平成30年11月12日からの予算・決算審査方法の調査・研究では、先進市の事例として過去の特別委員会で調査した岐阜県可児市の審査方法を参考にして、議案不可分の原則を守ること、これまでの審査体制を大きく変えないこと、政策提言が行える予算・決算審査とすることなどを考慮して予算・決算審査の体制を検討した。

全10回の委員会を経て、予算・決算審査の進め方について調査結果の取りまとめを行ったため、今後、予算・決算特別委員会において以下のとおりとすることを提案する。

(1) 特別委員会の設置

- ・予算・決算の審査を行う機関として予算・決算特別委員会を設置する。

(2) 委員会の構成

- ・予算・決算特別委員会は、委員会での議論も踏まえ、議長を除く議員で構成する。
- ・委員長は本来であれば各分科会と等距離の立場で、委員会全体の取りまとめをすべき立場であるが、分科会構成人数に限りがあることから、いずれかの分科会の委員として審査に加わることが適当であることとする。
- ・議会選出の監査委員においては監査の職責を踏まえた上で、同委員会に所属することが適当であることとする。

(3) 付託議案審査方法

- ・予算・決算特別委員会に付託される議案は、補正予算を含む一般会計予算議案及び一般会計決算認定議案とし、効率的な審査を行うため分科会を設けることとす

る。また、議案審査とともに執行当局に対し提言すべき事項についての協議も行う。その流れについては別紙「重要案件シート入手～予算審議の委員長報告フロー」を参考とする。

- ・特別会計、企業会計などの分割付託が行われない予算・決算の審査については、これまでどおり3常任委員会への付託により、審査を行うこととする。
- ・予算・決算特別委員会の全体会は議長を除く全ての議員で構成されるため、第3委員会室において全委員でコの字形式の審査が行われるよう配慮する。

(4) 議案質疑

- ・予算・決算特別委員会に付託される議案に対する議案質疑は、これまで同様、通告制により本会議にて行う。
- ・ほとんどの議員が予算・決算特別委員会に所属することとなるため「議会運営の手引き」4-(8)質疑、で定めた「所属する委員会が所管する質疑は行わない。」とする申し合わせについては、予算・決算特別委員会は適用外とし、所属する分科会の審査範囲についても質疑可能とする。

(5) 全体会・分科会

- ・予算・決算特別委員会に付託された議案については、分科会への議案付託について、他市事例の調査などによればこれを議場において行うことは適当でないとの調査結果となったことから分科会開催前に予算・決算特別委員会の全体会を開催し、委員長から各分科会への付託を宣言することが適当である。【別紙資料：令和元年9月定例会】
- ・分科会は3分科会とし、既存の常任委員会を基本として委員及び審査範囲を定め、分科会として議案質疑、提言の取りまとめを行う。
- ・分科会における役職名は、分科会長及び副分科会長とする。
- ・3分科会長は、分科会での審査後の全体会において、審査結果について報告を行うこととする。
- ・委員長は、全体会での審査結果について、本会議において報告を行うこととする。

(6) 審査結果報告作成方法

- ・予算・決算特別委員会では分科会及び全体会を開催することとなり、全体会での分科会長報告及び本会議場での委員長報告までの時間的猶予が限られたものとなるため、新技術により時間的猶予を克服する必要がある。当面の間においては筆記及び音声により記録をもとに委員長報告の作成をすることが必要であるが、担当する委員の負担を考慮し報告は要点を踏まえた簡略的なものとならざるを得ないことを関係者に周知するとともに、委員に対しては報告が簡略化されることを補うため、これまでの常任委員会同様、積極的な傍聴を働きかけることが必要である。

(7) 議案の採決及び提言

- ・予算・決算特別委員会は分科会では出された内容を踏まえ、特別委員会として議案の採決及び提言がある場合はその取りまとめを行い、委員長より審査結果を本会議に報告する。

- (8) 当局への資料要求
- ・ 予算・決算特別委員会の審査を効率的に進めるため、新たに執行当局より事業評価に関する報告書の提出を求めることとする。当面の間、求める報告書は既存の資料を活用し、事業数は15事業程度とする。
 - ・ 事業評価に関する報告書の対象事業は、予算・決算特別委員会の分科会において決定し、特別委員会より報告書の提出を執行当局に求める。【資料：重要案件シート入手～予算審議の委員長報告フロー】
- (9) 定例会会期
- ・ 定例会会期はこれまで同様30日程度の会期幅の中で行うこととする。【資料：令和元年度9月定例会】
- (10) 費用弁償の取り扱い
- ・ 従来の常任委員会同様に積極的な分科会の傍聴が審査の上で有効であるが、判例などを踏まえると公務扱いとすることは困難であるとの結論に至った。
- (11) 委員会設置期間
- ・ 予算・決算特別委員会の設置期間は当該年の6月定例会初日から次年の6月定例会初日までとする。
 - ・ 議案の審査方法等に関する特別委員会の活動期間は、令和元年市議会6月定例会最終日までとし、その後の検証等については予算・決算特別委員会で行うこととする。